

セーフティネット保証第5号認定申請のご案内

【中小企業信用保険法第2条第5項第5号】(業況の悪化している業種(全国的))

(1)認定申請期間

令和6年6月30日まで(指定業種のみ)

(2)認定に当たっての要件

①	営んでいる業種が指定業種であること。 ^{※1}
②	個人の場合は事業所、法人の場合は本店または事業実体のある事業所が武蔵野市内にある中小企業者。
③	最近3ヵ月間の ^{※2} の売上高等が前年同期 ^{※3} に比べて5%以上減少していること。 ^{※4}

※1 複数の事業を営んでいる場合、全てが指定業種に属する場合と、一部が指定業種に属する場合で使用する様式が異なります。詳しくは市のホームページをご確認ください。

※2 新型コロナウイルス感染症の長期化・拡大に伴う経済活動の抑制や、GoToキャンペーンを含む各種支援策の変更に伴う影響などを受けた中小企業者について、確認可能な「最近3か月」の売上高等が前年同期比に比して増加しているなど、前年同期との比較が適当では無いと認められる場合には、「最近3か月」を「最近6か月」等として申請が可能です。

※3 「前年同期」とあるのは、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前(前年～4年前)の同期としても申請可能です。

※4 様式によって比較する期間が異なります。詳しくは各様式をご確認ください。

(3)申請に必要なもの

①	認定申請書 ※申請様式(1)～(15)のいずれかを使用	※印鑑は、実印を使用してください ※認定申請書様式は、産業振興課窓口にて配布、または市HPからダウンロードしてください。
②	法人 ・直近の法人税確定申告書の別表1 ・決算報告書及び法人事業概況説明書 (表紙及び月別売上がわかるページ) 個人 ・直近の確定申告書の第1表 ・申告決算書(月別売上が分かるページ)	※電子申告の場合は、收受印の代わりに「 <u>メール詳細または受信通知</u> 」も添付してください。 ※メール詳細または受信通知がない場合は、税務署発行の「納税証明書その2」を添付してください。
③	法人 履歴事項全部証明書 個人 住民票又は印鑑証明	※コピー可。いずれも交付から3か月以内のものをご提出ください。 ※住所(個人)、本店(法人)が市外の場合は、別途、市内に主たる事業所があることを証明する書類をご提出ください。
④	売上高等を証明する書類 (1)比較月の決算が申告済み(決算到来後)の場合 法人 確定申告書の別表1・法人事業概況説明書(表紙及び月別売上がわかるページ) 個人 ・直近の確定申告書の第1表 ・申告決算書(月別売上が分かるページ) (2)比較月の決算が未申告(決算未到来)の場合 試算表、売上台帳など売上高等(実績・見込み)を月別で確認できる書類	※売上高等実績は、税務署に申告したものと相違は認められません。 ※余白に必ず事業者名/代表者名を記入の上、代表者印(実印)を押印してください。
⑤	指定業種を営んでいることを証明する書類	※許認可書の写し、取り扱い商品・サービスなどを確認できる書類等。
⑥	返信用封筒(切手を貼付したもの)【任意】	※承認書を郵送希望の場合のみ必要です。 ※定型封筒の場合 84円、レターパックなども可。

(4)申請・認定の流れ

- 申請書を市役所西棟7階 産業振興課に提出(郵送・窓口どちらでも可)。
※郵送申請の際には、担当者のご連絡先が分かるもの(携帯電話の番号等)を同封してください。
- 收受・審査後、認定のご連絡→窓口にてお渡し、または郵送(審査には1週間ほどかかります)。
※認定の有効期間は、当該認定を証明する認定書の発行の日から起算して30日です。